

多目的 B B S Economy Version 2.0 使用許諾契約書

- 第一条 (目的) **当該契約者名** (以下甲と呼ぶ) は有限会社シエスタ (以下乙と呼ぶ) に多目的 BBS Economy Version 2.0 (以下、「本システム」という) の使用を許諾されるものとし、甲はそのシステムの使用料として第二条に定める料金を支払う。
- 第二条 (使用料) 1. 甲は乙に所定の代金を所定の方法で期日までに支払うものとする。
2. 使用料は消費税を含め月額 **〇〇〇円×テーブル数** の6ヶ月一括払とし、金融機関における振込等の手数料があるときは甲の負担とする。
3. 乙は原則として値上げに向けた料金の改定を行わない。
止むを得ず料金を上方改定する場合には、導入から6ヶ月単位の使用料支払時に行うものとし、乙は甲にその旨を1ヶ月前に申し出、了承を得なければならない。
甲はそれに納得がいかなないときは第五条2項に準じ解約できるものとする。
- 第三条 (権利の帰属) 甲は本システムの著作権が乙に帰属することを確認し了承する。
本契約締結以降、甲が乙から許諾される使用权は、本システムを非独占的に使用することのできる通常使用权とし、甲は本システムの使用权を有償、無償にかかわらず、第三者へ譲渡もしくは再設定することはできない。
- 第四条 (機密の保持) 甲は法令を遵守し、個人情報等を契約当初の業務目的以外で使用してはならない。
また、本システムのソースプログラム、認証等のセキュリティ情報を、契約中はもちろん契約解除後も第三者に漏らしてはならない。
乙は、当該システムの運用上で知った甲の顧客情報を第三者に漏らすことはもちろん、自社のためにも利用してはならない。
- 第五条 (契約の解除) 1. 契約期間は特に定めないが、契約解除は契約開始日から6ヶ月を単位とする。
2. 甲のサイトへのアクセスが多すぎるなどにより、サーバが正常に動作しないなど、システムの利用に支障があるときは、契約後6ヶ月以前においても、甲は乙への通知により一方的に契約を解除することができる。
この際、乙は甲に未使用の使用料按分額を計算の上、返却しなければならない。
3. 甲に次のいずれかの事由が生じたときには、乙は1ヶ月前に通告の上、本契約を解除できるものとする。
(1) 料金を滞納の上、支払う意志や能力がみられないとき。
(2) 本システムの利用中に知り得た秘匿情報を他に漏らしたとき。
(3) システム利用上の規則を破り、乙の再三の催告を聞き入れなかったとき。
(4) その他、上記に準ずる、契約を継続するに困難な事由が生じたとき。
ただし、乙は甲がその事由に至った情状をできる限り斟酌し、原因が無知、不可抗力、誤解などから生じたものであったときには、教条的に本契約書の条文を適用せず、共に話し合った上でその後の対処を考えるものとする。
4. 甲に次のいずれかの事由が生じたときには、乙は通告なく、本契約を解除できるものとする。
(1) 法令に違反する商品を販売しているとき。またはしようとしたとき。
(2) 許認可を要する商品を許認可なしで販売しているとき。またはしようとしたとき。

- (3) サイト運用の目的が購入者を欺くものであるとき。
- (4) 公序良俗に反するサイト、あるいは犯罪を誘発するサイトであるとき。
- (5) ネット上のシステムに対して、許された方法以外の方法で接続しようとしたとき、またはしたとき。
- (6) その他、上記に準ずる事由が生じたとき。

この場合、乙は原則として既払代金の返還はせず、悪質なケースについては関係当局へ告発する。

第六条
(免責)

1. 本システムを使用する際に、MS-Windows、Internet Explorer 以外のOSやブラウザ
また、これらの旧版ブラウザの使用など、乙の想定外の環境において使用されたことで正常に動作しないときには乙はその責を負わない。
2. 不測の事態でネット上のシステムがダウンしたときには、システムの復帰を限度として、乙は一切の責を負わない。
ただし、乙は甲の損害を少なくするために、可能な限りデータの復元等に努めるものとする。
3. 甲やその顧客が定められた範囲の使用により、システムをダウンさせた場合も、
甲やその関係者は一切の責を負わない。
4. 契約期間の途中で甲が第五条3項もしくは4項を適用の上で契約を解除される
ときにおいて、乙は甲の既納の料金返還義務を負わない。
5. 乙と取引中のサーバ提供企業が、倒産等、事業の継続が不可能となった場合
のサーバに関連するサービスの低下。
ただし、乙は速やかに同様のサービスを提供できるよう、他のサーバ提供企業
を探るように努めなければならない。

この場合、乙は移行先のサーバ提供企業へ支払うべき実費の範囲内で甲に差額
料金を請求することができるものとする。

第七条
(契約の疑義)

本契約に定めなき事項もしくは条文の解釈に疑義を生じたときには、甲乙双方が
誠意をもって協議し、できるだけ円満に解決するものとする。

第八条
(管轄裁判所)

第七条にしたがって行われた協議が合意に至らず、訴訟の必要が生じたときに
は、乙の本店所在を管轄する地方裁判所を専属合意管轄裁判所とする。

第九条
(契約書の保管)

本契約締結にあたっては、同一内容の契約書を二部作成し、契約当事者がそれぞ
れの書類に押印の上、甲乙双方が一部ずつを保管するものとする。
万一、二部の契約書に相違あるときは、甲の保有する契約書を優先する。

平成 ×× 年 ×× 月 ×× 日

甲 **当該契約者住所・氏名 印**

乙 三重県志摩市磯部町山田595-2
有限会社シエスタ
代表取締役 東 幸 生